

2020年4月30日

お客様各位

全国通信用機器材工業協同組合  
専務理事 立花 研司

## 政府による「緊急事態宣言」発令に伴う事務局の体制について（期間延長）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から格別のご指導等賜り、誠に有難うございます。

さて、全通協の「緊急事態宣言」に対する対応として、4月14日から5月6日までの期間において、在宅勤務を導入するご案内をさせて頂いておりましたが、現時点でまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見られない状況であるため、下記のとおり在宅期間の延長をさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 全通協事務局の体制

事務局の方針として、在宅勤務を基本としますが、緊急対応等を想定し、全通協内各部門において、概ね1名程度の出社を計画しております。

なお、お手数ですが、緊急時以外のご連絡等の際は、メールにてお願い致します。

#### 2. 実施期間

（前回のご案内）2020年4月14日（火）～2020年5月6日（水）

（今回のご案内）2020年4月14日（火）～2020年5月8日（金）

#### 3. 事務局への入室管理のお願い

現在、事務局への入室の際は、アルコール消毒をお願いさせて頂いておりますが、職員等が感染した場合等を想定し、速やかにご連絡を行えるよう「入退出管理簿」へのご記入をお願い致します。

#### 4. その他

政府より不要不急の外出自粛等を要請する緊急事態宣言が、当初の5月6日から延長となる場合や要請から外出禁止等へ、さらに厳しい内容に変わった場合は、別途ご連絡させていただきます。

以上

#### 【本件問合せ先】

全通協 総務部門 大輪 税

Tel 03-6665-0111

Mail chikara.oowa@zentsukyo.or.jp